

次期愛知県障害者計画 分野別施策体系の骨子（素案）に対する意見の概要等

(1) 平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会（平成27年7月31日開催）

番号	意見の概要	意見に対する対応
1	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (1) 特別支援学校の充実 ②特別支援学校における幼児児童生徒への支援</p> <p>【意見内容】 医療的ケアの充実のための看護師の拡充と記載されているが、特別支援学校だけでなく、小中学校などの一般の学校も対象に加えていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 小中学校における医療的ケアを行う看護師の拡充については、基本的にはそれぞれの市町村において進めているため、計画（素案）では、特別支援学校における常勤看護師の配置について盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 1-(1)-②「特別支援学校における幼児児童生徒への支援」 計画（素案）：資料2 7ページ 右側 「特別支援学校の充実」</p> </div>
2	<p>【対象項目】 3 地域における就労支援の充実 (3) 福祉的就労の充実</p> <p>【意見内容】 福祉的就労として、本項目では対象として「就労継続支援事業所」を挙げているが、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設には「生活介護事業所」なども含まれている。計画を策定していく上で、このあたりの整理も必要になってくるのではないかと。</p>	<p>【対応の方向性】 福祉的就労の対象としては、生活介護事業所等を含む、「障害者就労施設等」で整理している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 3-(3) 「福祉的就労の充実」 計画（素案）：資料2 13ページ 左側～右側「福祉的就労の充実」</p> </div>
3	<p>【対象項目】 5 社会全体で支える環境の整備 (1) 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>【意見内容】 平成28年4月1日施行の障害者差別解消法に伴い、計画の中で、差別解消に関する条例の策定について盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 条例の策定自体を計画に盛り込むのではなく、障害者差別解消法の中で都道府県に対応が求められている「相談・紛争解決の体制整備」、努力義務である「職員対応要領の制定」、更には、できる規定となっている「障害者差別解消支援地域協議会の設置」について計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(1)-①「障害を理由とする差別の解消の推進」 計画（素案）：資料2 14ページ 左側 「差別の解消及び権利擁護の推進」</p> </div>
4	<p>【対象項目】 5 社会全体で支える環境の整備 (1) 差別の解消及び権利擁護の推進 ②権利擁護の推進</p> <p>【意見内容】 成年後見制度は、利用方法を間違えると、逆に障害のある人の権利を侵害するものになってしまう。また、まもなく成立予定の成年後見制度利用促進法案を見ると、「後見」「補佐」「補助」の三類型を適切に利用するようにとの記載があるため、「適切な利用」という言葉を大事に使っていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、「適切な利用」という言葉に留意し、計画の策定を進めていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(1)-②「権利擁護の推進」 計画（素案）：資料2 14ページ 左側 「差別の解消及び権利擁護の推進」</p> </div>

番号	意見の概要	意見に対する対応
5	<p>【対象項目】</p> <p>5 社会全体で支える環境の整備 (2) 社会的バリアの除去 ①障害や障害のある人への理解の促進</p> <p>【意見内容】</p> <p>精神障害者への啓発の点が足りないため、計画の中に精神障害者の啓発運動を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>御意見を踏まえ、「こころの健康フェスティバル」による精神障害のある人への正しい理解の促進について計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(2)-①「障害や障害のある人への理解促進」</p> <p>計画（素案）：資料2 14ページ 右側 「社会的バリアの除去」</p> </div>
6	<p>【対象項目】</p> <p>5 社会全体で支える環境の整備 (4) 安全・安心の確保 ①防災対策の推進</p> <p>【意見内容】</p> <p>平成26年度に愛知県で市町村に対し、災害時要配慮者支援体制構築マニュアルを作成したと思うので、それを何らかの形で計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>平成26年12月に、「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に、災害対策基本法に基づき市町村が取り組む事項（避難行動要支援者名簿の作成等）と、要配慮者の避難生活において配慮すべき事項等を取り入れ、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」として改訂しているため、その部分については、改訂した内容で、計画（素案）の中に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(4)-①「防災対策の推進」</p> <p>計画（素案）：資料2 14ページ右側～15ページ左側「安全・安心の確保」</p> </div>
7	<p>【対象項目】</p> <p>5 社会全体で支える環境の整備 (4) 安全・安心の確保 ②防犯対策の推進</p> <p>【意見内容】</p> <p>「②防犯対策の推進」の項目の中に、「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」が入っているような構成となっているが、消費者トラブルは必ずしも犯罪に該当するようなものでなく、合法だが複雑な契約の中で、意図しないトラブルに巻き込まれるといったケースも多々あるかと思う。</p> <p>そのため、「(4) 安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」「②防犯対策の推進」「③消費者トラブルの防止及び被害からの救済」の三本柱にした方がよいのではないか。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>御意見を踏まえ、「(4) 安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」「②防犯対策の推進」「③消費者トラブルの防止及び被害からの救済」の三本柱として、計画（素案）に反映している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(4)-③「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」</p> <p>計画（素案）：資料2 14ページ右側～15ページ左側「安全・安心の確保」</p> </div>

(2) 平成27年度第1回愛知県障害者自立支援協議会(平成27年8月28日開催)

番号	意見の概要	意見に対する対応
1	<p>【対象項目】 計画全体</p> <p>【意見内容】 計画全体について、特別支援教育、発達障害者支援、防災等の各関連会議において、意見聴取できないか。</p>	<p>【対応の方向性】 障害者施策審議会に幹事会を設置しており、関係部局が参画していることから、それぞれで所管する会議において関係部局から必要に応じて説明・報告させていただき、計画の策定を進めていく。</p>
2	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (1) 特別支援学校の充実 ①特別支援学校の過大化の解消</p> <p>【意見内容】 特別支援学校の過大化については、解消策と防止策の両方を検討し、計画の策定をしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 解消策を進めていくことが防止策になると考え、計画の策定を進めていく。</p> <div data-bbox="1665 709 2703 856" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子(案) : 資料1 7ページ 1-(1)-①「特別支援学校の過大化の解消」 計画(素案) : 資料2 11ページ 左側 「特別支援学校(知的障害)の過大化による 教室不足の解消」</p> </div>
3	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (2) 特別支援教育の推進 ③インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>【意見内容】 特別支援学校とインクルーシブ教育をどのような形でバランスを取り、インクルーシブ社会の構築を目指していくのかについて、十分に検討し、計画の策定をしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 特別支援学校とインクルーシブ教育については、それぞれ計画(素案)に盛り込んでいる。</p> <div data-bbox="1665 1052 2733 1251" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><特別支援学校> 骨子(案) : 資料1 7ページ 1-(1)-①「特別支援学校の過大化の解消」 計画(素案) : 資料2 11ページ 左側 「特別支援学校(知的障害)の過大化による 教室不足の解消」</p> </div> <div data-bbox="1665 1283 2733 1461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><インクルーシブ教育> 骨子(案) : 資料1 7ページ 1-(2)-③「インクルーシブ教育システムの構築」 計画(素案) : 資料2 11ページ 右側 「インクルーシブ教育システムの構築」</p> </div>
4	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (3) 障害のある人やその家族等が行う活動への支援</p> <p>【意見内容】 ペアレントメンターを相談事業として評価していただいているのはありがたいが、実施している当事者としては、相談事業としてどこまでできているのかと思う部分もあるため、相談事業ではなく、サポートなど表現を変更していただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 「あいちビジョン2020」と表現を合わせ、ペアレントメンターは相談事業として、計画(素案)に盛り込んでいる。</p> <div data-bbox="1665 1696 2748 1812" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子(案) : 資料1 7ページ 2-(3)「障害のある人やその家族等が行う活動への支援」 計画(素案) : 資料2 13ページ 左側「障害のある人やその家族等が行う活動への支援」</p> </div>

(3) 平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（平成27年9月4日開催）

番号	意見の概要	意見に対する対応
1	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実</p> <p>【意見内容】 障害者権利条約や障害者基本法で、手話が言語として認められた。また、2年前に鳥取県で手話言語条例が制定され、学校で手話を普及する動きが出てきた。愛知県でも、聾学校で手話を普及する取組をしていただきたいし、計画の中に手話を広めていくという内容を入れていただきたい。また、特別支援学校が、特別支援教育のノウハウ向上のセンター的存在であることについての記載を強調していただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見については、今後検討を行い、必要に応じて計画（素案）へ反映していく。 なお、手話の普及については、手話通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設を拠点施設としたコミュニケーション環境の充実として、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(1)-④ 「コミュニケーション環境の充実」 計画（素案）：資料2 8ページ左側～右側「地域生活を支える体制の整備」</p> </div>
2	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (1) 地域生活を支える体制の整備 ①住まいの場の確保</p> <p>【意見内容】 グループホームの充実については計画に盛り込んでいただきたいが、グループホームを増やしていくためには、グループホームで働く支援員の専門性と定着が必要である。特に、支援員が土日の対応ができないという現状があるため、事業者側が支援員に対して支援を行っていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 グループホームの整備促進として、建築基準法の緩和による既存の戸建て住宅の活用や、グループホームの開設から運営までサポートする支援の仕組みについて、計画（素案）に盛り込んでいる。 また、本県では、障害者共同生活援助事業費補助金として、土日の日中活動等に対して助成を行っているところである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(1)-①「住まいの場の確保」 計画（素案）：資料2 11ページ 右側 「住まいの場の確保」</p> </div>
3	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (1) 地域生活を支える体制の整備 ④コミュニケーション環境の充実</p> <p>【意見内容】 コミュニケーション環境の充実という点において、手話通訳者の配置を積極的に行っていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 「障害の特性に応じた情報のバリアフリー化の推進」、及び「手話通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設に対する運営費の助成」について、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(1)-④ 「コミュニケーション環境の充実」 計画（素案）：資料2 12ページ 左側～右側 「コミュニケーション環境の充実」</p> </div>
4	<p>【対象項目】 3 地域における就労支援の充実</p> <p>【意見内容】 障害のある女性について計画に盛り込んでいただきたい。また、障害のある人における男女の所得格差をデータとして出していきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 障害のある女性への支援について、計画（素案）に盛り込んでいる。 また、障害のある人の男女の所得格差については、今後、数値を盛り込む予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(2)-①「障害や障害のある人への理解の促進」 計画（素案）：資料2 6ページ 右側 「社会全体で支える環境の整備」</p> </div>
5	<p>【対象項目】 3 地域における就労支援の充実</p> <p>【意見内容】 精神障害のある人の福祉問題について、自立支援協議会と保健所を中心とした協議会が連携をとり、保健と福祉が一体となった仕組みを作ることを計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 精神障害のある人への支援に関して、地域自立支援協議会等の関係機関との連携体制の強化を図ることを、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>骨子（案）：資料1 8ページ 5-(2)-①「障害や障害のある人への理解の促進」 計画（素案）：資料2 12ページ 右側 「療育・医療支援の充実」</p> </div>

(4) 平成27年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループに対する意見書(平成27年9月25日照会)

番号	意見の概要	意見に対する対応
1	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (1) 特別支援学校の充実 ①特別支援学校の過大化の解消</p> <p>【意見内容】 特別支援学校の過大化については、知的障害の特別支援学校の新設を要望しますが、1学年の児童数を増やしていただき特別支援学校に入学出来ずに、支援学級に行くことにならないようにしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 知的障害の特別支援学校の過大化による教室不足の解消するため、特別支援学校を新たに設置していくことについて、計画(素案)に盛り込んでいる。【11ページ 左側】</p> <div data-bbox="1650 464 2733 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>骨子(案) : 資料1 7ページ 1-(1)-①「特別支援学校の過大化の解消」 計画(素案): 資料2 11ページ 左側 「特別支援学校(知的障害)の過大化による 教室不足の解消」</p></div>
2	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (2) 特別支援教育の推進 ②校内支援体制の整備</p> <p>【意見内容】 特別支援教育コーディネーターが校務、教務、との兼任になる先生も多いので、専任できる人材を配置していただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 特別支援教育コーディネーターを中心とする校(園)内支援体制づくりを進めることについて、計画(素案)に盛り込んでいる。【1ページ 右側】</p> <div data-bbox="1650 831 2733 1020" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>骨子(案) : 資料1 7ページ 1-(2)-①「校内支援体制の整備」 計画(素案): 資料2 1ページ 右側 「特別支援教育の充実」 11ページ 左側～右側「校内支援体制の整備」 11ページ 右側 「教員の専門性の向上」</p></div>
3	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援</p> <p>【意見内容】 従来の地域移行は施設入所から地域へと図られていたが、これまで親と生活していた障害者が、親の高齢化に伴い地域(親元)から施設入所ではなく、地域へ移行する必要のある障害者数が多くなる。この点について、次期障害福祉計画の地域移行の中で考えていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、家族の高齢化に伴い家庭復帰が難しい人であっても、安心して地域移行できる仕組みを検討していく。</p>
4	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (1) 地域生活を支える体制の整備 ①住まいの場の確保</p> <p>【意見内容】 グループホームの整備促進を図るために、昨年度からグループホームの設置基準を、愛知県独自の内容に変更されたが、設置要望が出されても補助金が下りず建設に至らないと聞いている。是非、愛知県独自の補助金や、助成金を利用することが出来るようにしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 グループホームの整備費については、国補助金で採択されるよう引き続き国へ働きかけていく。 また、本県では、障害者共同生活援助事業費補助金として、土日の日中活動等に対して助成を行っているところである。</p> <div data-bbox="1650 1692 2733 1812" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>骨子(案) : 資料1 7ページ 2-(1)-①「住まいの場の確保」 計画(素案): 資料2 11ページ 右側 「住まいの場の確保」</p></div>

番号	意見の概要	意見に対する対応
5	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (1) 地域生活を支える体制の整備 ③発達障害児者への支援の推進</p> <p>【意見内容】 発達障害支援指導者の成人期の支援者の地域・圏域での連携が出来るシステムを構築していただきたい。 特に、発達障害があり、ひきこもりになっている人や、就労で困っている人について、地域で根気強い支援ができる支援指導者グループを作っていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者の養成について、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(1)-③「発達障害児者への支援の推進」 計画（素案）：資料2 12ページ 左側 「発達障害児者への支援の推進」</p> </div>
6	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (2) 療育・医療支援の充実</p> <p>【意見内容】 発達障害医療ネットワークの構築を進めていただき、全ての年齢の人が、様々な科目や入院で安心して医療にかかることが出来るシステムの構築をお願いしたい。</p>	<p>【対応の方向性】 愛知県心身障害者コロニー再編整備後の「医療療育総合センター（仮称）」を中心とした発達障害医療ネットワークの構築について、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(2)「療育・医療支援の充実」 計画（素案）：資料2 12ページ 右側「療育・医療支援の充実」</p> </div>
7	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (3) 障害のある人やその家族等が行う活動への支援</p> <p>【意見内容】 ペアレントメンター活動は地域で身近な親グループ支援も柔軟に出来るように支援を進めていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 ペアレントメンター等、障害のある人やその家族等が行う活動への支援について、計画（素案）に盛り込んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>骨子（案）：資料1 7ページ 2-(3)「障害のある人やその家族等が行う活動への支援」 計画（素案）：資料2 13ページ 左側「障害のある人やその家族等が行う活動への支援」</p> </div>